

令和6年度行政経営研究会

日時 令和6年4月25日（木）
午後2時～
会場 ウェブ会議
（静岡県庁西館4階第一会議室C）

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 副会長指名

4 議事

（1）要綱改正

資料1

（2）令和5年度実績と令和6年度研究事項

資料2

（3）意見交換

5 閉会

新 旧 対 照 表

行政経営研究会設置要綱

改正前	改正後																								
<p>第4条 (略)</p> <p>2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">会 長</td> <td>静岡県 経営管理部理事 (地方分権・大都市制度担当)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副会長</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3～6 (略)</p> <p>第6条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事務局は、第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部<u>地域振興局</u>市町行財政課をもって構成する。</p> <p>4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県経営管理部<u>地域振興局長</u>をもって充てる。</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">行政経営研究会の構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">静岡県</td> <td>静岡県 経営管理部理事 (地方分権・大都市制度担当) 静岡県 経営管理部 <u>地域振興局長</u> 静岡県 経営管理部 <u>地域振興局</u> 市町行財政課長 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">静岡県内市町</td> <td>静岡市 <u>企画局長</u> (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">静岡県市長会町村会総合事務局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	会 長	静岡県 経営管理部理事 (地方分権・大都市制度担当)	副会長	(略)	行政経営研究会の構成員		静岡県	静岡県 経営管理部理事 (地方分権・大都市制度担当) 静岡県 経営管理部 <u>地域振興局長</u> 静岡県 経営管理部 <u>地域振興局</u> 市町行財政課長 (略)	静岡県内市町	静岡市 <u>企画局長</u> (略)	静岡県市長会町村会総合事務局	(略)	<p>第4条 (略)</p> <p>2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">会 長</td> <td>静岡県 <u>経営管理部次長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副会長</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3～6 (略)</p> <p>第6条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事務局は、第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部市町行財政課をもって構成する。</p> <p>4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県経営管理部<u>参事 (地域振興担当)</u>をもって充てる。</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">行政経営研究会の構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">静岡県</td> <td>静岡県 <u>経営管理部次長</u> 静岡県 経営管理部 <u>参事 (地域振興担当)</u> 静岡県 経営管理部 市町行財政課長 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">静岡県内市町</td> <td>静岡市 <u>総合政策局長</u> (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">静岡県市長会町村会総合事務局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	会 長	静岡県 <u>経営管理部次長</u>	副会長	(略)	行政経営研究会の構成員		静岡県	静岡県 <u>経営管理部次長</u> 静岡県 経営管理部 <u>参事 (地域振興担当)</u> 静岡県 経営管理部 市町行財政課長 (略)	静岡県内市町	静岡市 <u>総合政策局長</u> (略)	静岡県市長会町村会総合事務局	(略)
会 長	静岡県 経営管理部理事 (地方分権・大都市制度担当)																								
副会長	(略)																								
行政経営研究会の構成員																									
静岡県	静岡県 経営管理部理事 (地方分権・大都市制度担当) 静岡県 経営管理部 <u>地域振興局長</u> 静岡県 経営管理部 <u>地域振興局</u> 市町行財政課長 (略)																								
静岡県内市町	静岡市 <u>企画局長</u> (略)																								
静岡県市長会町村会総合事務局	(略)																								
会 長	静岡県 <u>経営管理部次長</u>																								
副会長	(略)																								
行政経営研究会の構成員																									
静岡県	静岡県 <u>経営管理部次長</u> 静岡県 経営管理部 <u>参事 (地域振興担当)</u> 静岡県 経営管理部 市町行財政課長 (略)																								
静岡県内市町	静岡市 <u>総合政策局長</u> (略)																								
静岡県市長会町村会総合事務局	(略)																								

(目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「**县市町**」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、**县市町**及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、**县市町**で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「**研究等**」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「**研究会**」という。）を設置する。

(研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、**县市町**が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

(所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) **县市町**が連携して研究等を行う事項（以下「**研究事項**」という。）の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた**县市町**の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び**县市町**の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

(研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県 経営管理部次長
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「**決定研究事項**」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及

び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

(事務局)

第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
- 3 事務局は、第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部市町行財政課をもって構成する。
- 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県経営管理部参事（地域振興担当）をもって充てる。

(課題検討会)

第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。

- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
- 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
- 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 5 課題検討会の庶務は、課題検討会の設置を希望した静岡県内市町または事務局において処理し、研究希望事項に関係する静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

(会議の公開)

第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 <u>経営管理部次長</u> 静岡県 経営管理部 <u>参事（地域振興担当）</u> 静岡県 経営管理部 市町行財政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長
静岡県内市町	静岡市 <u>総合政策局長</u> 浜松市 総務部長 沼津市 政策推進部長 熱海市 経営企画部次長 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 行政経営部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画戦略部長 袋井市 企画部長 下田市 財務課長 裾野市 市長戦略部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 総務部長 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 企画課長 川根本町 総務課長 森町 参事兼総務課長
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長

行政経営研究会

令和5年度報告及び令和6年度研究事項

令和6年4月25日

1

令和5年度及び令和6年度の研究事項(案)

【部会】

令和5年度（3）	取扱い	令和6年度（3）
A ファシリティマネジメントの推進	継続	A ファシリティマネジメントの推進
B ICT利活用	継続	B ICT利活用
C 公民連携・協働	継続	C 公民連携・協働

【課題検討会】

令和5年度（6）	取扱い	令和6年度（5）
a 権限移譲事務受入体制の検討	継続	a 権限移譲事務受入体制の検討
b 地方公会計の活用	継続	b 地方公会計の活用
c マイナンバーカードの利活用等	継続	c マイナンバーカードの利活用等
d 指定金融機関等に対する手数料	継続	d 指定金融機関等に対する手数料
e 持続的な土木インフラ維持	継続	e 持続的な土木インフラ維持
f 庁内業務の外部委託状況	終了	

A ファシリティマネジメントの推進(資産経営課)

令和5年度の実績

○保有資産の有効活用の推進

- ⇒ ネーミングライツの活用について、意見交換を実施
- ⇒ 各市町の未利用財産について、情報共有の促進及び意見交換を実施
- ⇒ Web(ZOOM)を活用した少人数のグループによる意見交換を実施
- ⇒ 新技術見学会(設備配管劣化診断の見学会)を実施

○「ふじのくに官民連携実践塾(官民連携プラットフォーム)」の開催

- ⇒ 意見交換(サウンディング)を実施したほか、講演会を実施
- ⇒ 開催にあたっては、動画配信サービスとWebアンケートフォームを活用した手法も引き続き活用

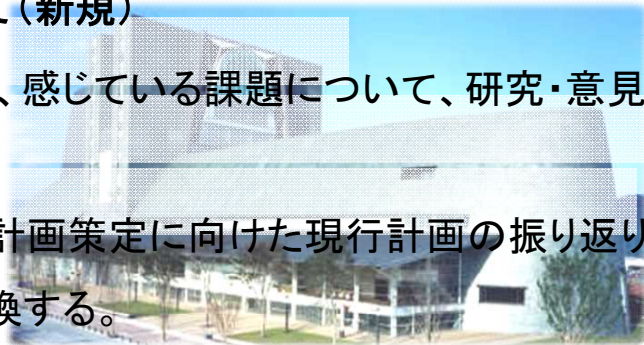
3

A ファシリティマネジメントの推進(資産経営課)

令和6年度の研究方針(検討中)

○公共施設等総合管理計画について(新規)

- 現行計画に基づく運用に際し、感じている課題について、研究・意見交換する。
- 現行計画の進捗状況や次期計画策定に向けた現行計画の振り返りの状況等について、研究・意見交換する。



○ふじのくに官民連携実践塾(官民連携プラットフォーム)の開催(継続)

- 市町合同でのサウンディングを継続して実施する。
- どの市町でもサウンディングに参加・見学できる体制を構築する。
- ふじのくに官民連携実践塾の参加者を増やす方法(対話案件に応じた広報や、講演会のみでの参加も可能とする等)について研究する。



4

令和5年度の取組実績

○行政サービスのDX支援

- ・国が進める窓口DXSaaSの県内における取組事例紹介

○市町のDX支援

- ・情報システム標準化・共通化に関する情報提供
県外の先行自治体による事例紹介
ガバメントクラウド提供事業者による情報提供
- ・県における生成AI利用ガイドラインの策定事例紹介

令和6年度の研究方針

○行政サービスのDX支援

- ・国が進めるデータ連携基盤の共同利用に関する情報提供

○市町のDX支援

- ・情報システム標準化・共通化に関する支援を継続
先行自治体による事例紹介等
- ・デジタル技術を活用した地域の課題解決の事例等の紹介

○国の最新情報等の提供

- ・デジタル庁、総務省等の取組の情報提供

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和5年度の研究実績

○ 「指定管理者制度」

- ・「ふじのくに施設紹介フェア2023」の開催（R5.8.4）

参加者：4自治体

（県、浜松市、掛川市、伊豆市）

開催内容

- (1) 個別ブースでの施設紹介及び相談（4自治体6ブース）
- (2) 希望企業等への施設紹介資料配布（会場に配架：4自治体34施設）

【R5開催の様子】



- ・指定管理者制度WGの開催（①R5.10書面開催／②R6.2書面開催）
 - －市町提案に基づく指定管理者制度に関する課題解決、情報共有
 - －各市町の要望に基づき書面にて開催

7

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和6年度の研究方針

○ 「指定管理者制度」

- ・「ふじのくに施設紹介フェア2024」の開催（R6.8開催予定）

対面イベント形式での開催を計画予定

- ・指定管理者制度WGの開催（年2回を予定）

－市町提案に基づく指定管理者制度に関する課題解決、情報共有
－各市町の要望に基づき書面にて開催予定

【参考】指定管理者制度WG R5議題一覧

区分	議題	区分	議題
第1回	施設及び設備の修繕費の負担について	第2回	PFI併用とした場合の修繕等の実施方法について
第1回	原油・物価等の価格高騰対策について	第2回	指定管理者公募参加資格要件について
第1回	指定管理施設への自動販売機設置について	第2回	事業者選定方法について
第1回	PFI併用とした場合の指定管理者選定の手続き	第2回	指定管理料上限額における人件費の積算方法について
第1回	指定管理者の評価	第2回	光熱費や燃料費等の高騰対策について
第1回	指定管理施設における自主事業の取扱	第2回	指定管理者制度導入施設におけるレストランの運営について
第1回	指定管理者の評価方法について	第2回	運営手法（リスク分担、制度変更、経営支援）について
第1回	新規指定管理者制度導入の判断基準について	第2回	旧学校施設の指定管理について
第1回	次期指定期間に係る指定管理料の積算について		

8

a 権限移譲事務受入体制の検討(市町行財政課)

令和5年度の研究成果(取組状況と成果)

<検討予定>

権限移譲事務の執行主体の見直し(市町からの事務の返還)



「静岡県権限移譲方針」の策定に際し、執行主体の見直しの基準となる考え方の検討に時間を要したため実施せず

令和6年度の研究方針

<検討内容>

権限移譲事務の執行主体の見直し(市町からの事務の返還)

【概要】

令和6年1月に策定した「静岡県権限移譲方針」に基づき、移譲時からの事情変更や見直し後の影響等を考慮の上、県と市町で詳細な検討を行う。

9

b 地方公会計の活用(市町行財政課)

<地方公共団体の財政運営上の課題>

- ・従来からの行政サービスを維持するための財源が不足
- ・基金を取崩して予算編成を行う団体の発生

持続可能な
財政運営への
赤信号

自ら原因を**分析**し、**予見性をもった財政運営**の実現を図る

公会計の活用

中長期財政シミュレーション
公共施設総合管理計画 など

- ・シミュレーション、計画の精度UP
- ・データの客観性担保

10

b 地方公会計の活用(市町行財政課)

<R5年度の活動実績>

(1) 指定管理施設の損益分岐点分析

公共施設の維持管理費の増大が課題となる中で、指定管理者制度を適切に運用することが求められる。

★分析結果を基に指定管理料・自主事業の特徴が見える化することができた。

(2) 固定費・変動費の仕訳

損益分岐点分析を実践するには経費を適切に固定費・変動費に仕訳することが重要。

★固定費と考えられてきた経費について真に固定的な費用であるか検討する必要がある

<R6年度活動方針>

○損益分岐点分析

・指定管理施設データの経年比較により、固定費・変動費の仕訳方法を検討。

○中長期財政見通し【新規】

・一般会計に固定費・変動費を取り入れ中長期財政見通しの作成方法を検討。

<将来的な目標>

各市町の自発的な分析および予見性を持った財政運営の実現

11

c マイナンバーカードの利活用等(市町行財政課)

令和5年度の研究成果

<検討内容>

○マイナンバーカードの更なる利活用策の検討・実施

マイナンバーカードの利活用について先進事例の共有

- ・先進的なマイナンバーカード利活用に取り組む県外の先進団体(姫路市・藤沢市)の職員による講演等

令和6年度の研究方針

<経緯・現状など>

- ・マイナンバーカードの普及率(R6.3.31現在) : 本県 75.9% (人口に対する保有枚数率)

→人口の3/4まで普及

- ・政府はデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの徹底的な利活用推進を目指しており、県と市町も協力し、**更なるマイナンバーカードの利活用**を進めていく。

<検討内容>

○マイナンバーカードの更なる利活用策の検討・実施

県内外市町村等のマイナンバーカードの利活用についての先進事例の共有等

12

d 指定金融機関等に対する手数料(市町行財政課)

令和5年度の研究成果

【取組方針】

金融機関から、令和6年度を適用開始とする窓口収納手数料等増額要望が示されている中、早い段階から課題検討会を実施する等、本課題検討会における情報共有を図り、各市町において対応の検討を行う。

【活動実績】

回次・日付	主な内容
第1回・5/25	県出納局の対応状況、各市町における予算計上見込み等を共有
第2回・8/22	県出納局の対応予定を説明。市町における金融機関からの要望状況等を発表
第3回・9/27	市町出納・財政の両部局の参加を要請 手数料負担に係る正確な現状把握など情報共有の深化を図った。
第4回・12/7	市長会・町村会、各市町における対応状況の共有

上記課題検討会のほか、フォローアップ調査を10回実施。

◎ 県・市町・市長会町村会において、情報共有を図ることができた。

13

d 指定金融機関等に対する手数料(市町行財政課)

令和6年度の研究方針

○金融機関から令和7年度以降の窓口収納手数料の増額を求められることが懸念されており、令和6年度も引き続き課題検討会において対応を検討していく。

【主な課題】

- ・令和7年度以降の窓口収納手数料については、各市町にとって負担増とならないよう、対応を検討していく必要がある。
- ・eLTAXを活用した公金納付の開始に向け、ベンダーとの調整やシステム改修に係る令和7年度の予算要求等、準備を進める必要がある。

【取組案】

- ・上記を踏まえ、課題検討会を実施する。
- ・予算計上に係る対応の情報共有を図ることを目的とし、定期的にフォローアップ調査を実施する。

※課題検討会の開催については、決定次第お知らせします。

14

e 持続的な土木インフラ維持(市町行財政課)

令和5年度の研究成果

- 令和4年12月に「技術職員の確保の課題検討会」として新規立ち上げ。
- 令和5年度の第2回から、テーマを「持続的な土木インフラ維持」とし、公共工事発注支援機関の活用や、共同発注といった発注手法まで研究範囲を拡げた。
- 課題検討会の開催実績

回次	開催日	内容
第1回	令和5年 5月25日	<ul style="list-style-type: none">・ 手法を短期、中期、長期に整理し、主に短期手法を確認・ 採用の工夫、OB再任用、支援機関利用の参加市町事例発表
第2回	令和5年 8月3日	<ul style="list-style-type: none">・ 中期手法である、公共工事発注支援機関（ふじのくにづくり支援センター・建築住宅まちづくり支援センター）からの事業説明・ 公共工事発注支援機関導入について参加市町で意見交換
第3回	令和5年 10月30日	<ul style="list-style-type: none">・ 長期手法である、県と下田市の共同発注の事例紹介（交通基盤部）・ 職員の共同設置に関して、導入における課題の意見交換

15

e 持続的な土木インフラ維持(市町行財政課)

令和6年度の研究方針

【取組方針】

- ・ 令和6年2月実施の参加者アンケート結果を参考に研究を進める。

【アンケート結果(抜粋)】

Q 来年度の当検討会について、研究議題としたいこと

選択肢(複数選択可)	回答市町数
技術職員不足への対処策の共有	26
技術職員確保の事例の共有	24
公共工事発注者支援機関の利用事例の共有	8
下田市で実施された県と市の共同発注	5
技術職員の複数市町間での共同設置	3
その他:限られる技術職人材が行政に不足する原因の一つに、民間との給与格差が考えられるが、この点についてはどのように対処していくべきか。	

16

令和4年度

業務のBPO(外部委託)について、市町の状況を情報共有すべくアンケート調査を実施しました。

- ① 実施期間 2/13~2/27
- ② 回答数 17市町32件
- ③ 何らかの業務で委託ありが11市町、委託無しが6市町。

令和5年度

8月には、アンケート結果を概要版と詳細版に構成を整理し、県及び各市町にフィードバックしました。

その他、先進市町の視察を検討していましたが、国が推進する基幹業務の標準化により、窓口関連業務は変容する可能性があることから、現時点では実施できないと考えました。

6年度以降についても標準化作業は続き、各市町のスケジュールも過密化が想定されることから、県の市町行財政課と協議させていただき、当検討会については、5年度末で終了とさせていただきます。

行政経営研究会の取組

行政経営研究会を設置した目的

分権型社会における県と市町のあり方とは何か？



県と市町が知恵を出し合い、様々な行政課題と一緒に取り組み、効果的に人々の暮らし満足度をアップ！！

行政経営研究会の組織と仕組み

市町・県で具体的取組を推進

■ 研究会（本会）

構成

全市町の総務・企画部長相当職
県の経営管理部次長 (R6変更)

役割

- 具体的取組方針の決定
- 部会、課題検討会設置の決定
- 研究結果の報告受領、公表

■ 部会

構成 参加希望した市町・県の実務者等

役割 具体的課題の解決に向けた研究

検討状況により部会へ移行

■ 課題検討会（検討成果は公開）

構成 参加希望した市町・県の実務者、事務局

役割 テーマにおける課題の整理・情報共有、各団体にとっての課題感等を自由に議論（非公開）

事務局

構成 市長会・町村会の代表市町
市長会町村会総合事務局
県(市町行財政課)

役割

- ・ 全体運営、検討テーマの取りまとめ
- ・ 課題検討会、部会の設置案取りまとめ

公開

非公開

県内市町、県各部局からの問題提起